

議案第 33 号

財産の無償貸与について

次の財産を無償で貸与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の名称 旧八千代北小学校
- 2 財産の所在 多可町八千代区下村 316 番地 2
- 3 財産の種類
 - 建物（管理棟 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 延床面積 966 m²）
 - 建物（教室棟 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 延床面積 1,107 m²）
 - 建物（体育館 鉄骨造陸屋根二階建 延床面積 1,029 m²）
- 4 貸与期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
- 5 貸与の相手方 住 所 大阪府堺市堺区旭通 3 番 13 号
氏 名 株式会社 広藤洋行

令和 2 年 3 月 2 日提出

多可町長 吉 田 一 四